

○技能試験車及び技能試験官の指定等に関する規程

(昭和48年3月26日公委規程第3号)

[沿革] 昭和59年12月公委規程第2号、平成4年5月第4号、12年10月第6号、13年3月第3号、14年5月第7号、17年5月第2号、19年3月第1号、6月第6号、21年5月第1号、29年3月第1号、31年3月第2号、4月第3号、令和元年11月第7号改正

(目的)

第1条 この規程は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第24条第7項の規定により技能試験に使用する自動車（以下「技能試験車」という。）及び同条第8項の規定により技能試験に従事する者（以下「技能試験官」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(技能試験車の指定等)

第2条 規則第24条第7項本文の規定により技能試験車を指定する場合は、同条第6項に定めるところによるほか、技能試験車指定基準（別表第1）に適合するものについて指定するものとする。

2 規則第24条第6項ただし書の規定により技能試験車を指定する場合は、特例技能試験車指定基準（別表第2）に適合するものについて指定するものとする。

3 前2項により指定した技能試験車には、技能試験車指定書（別記様式第1号。以下「指定書」という。）を交付するものとする。

4 前項により指定書を交付したときは、技能試験車指定台帳（別記様式第2号）に登載するものとする。

5 技能試験のため運行中の技能試験車には、第3項に規定する指定書を備え付けておかなければならない。

(技能試験車の指定解除)

第3条 技能試験車として指定を受けた車が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、指定を解除するものとする。

(1) 技能試験車指定基準又は特例技能試験車指定基準に適合しなくなった場合

(2) 技能試験車としての性能又は装置が不良となった場合

2 技能試験車の指定を解除された場合において、指定書の交付を受けている者は、当該指定書を速やかに返納しなければならない。

(技能試験官の指定)

第4条 技能試験官は、次の各号に掲げる要件を備えた者のうちから指定する。

(1) 奈良県警察本部交通部運転免許課に勤務する巡査部長以上の階級にある警察官又

はこれに相当する一般職員であること。

(2) 年齢25歳以上の者であること。

(3) その者が従事する技能試験に用いられる自動車に係る免許（仮免許を除く。）を現に受けており、かつ、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転経験の期間が通算して3年以上の者であること。ただし、二輪車に係る免許についての試験にあつては、二輪車の運転経験の期間が通算して3年以上の者であること。

(4) 交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）の内容となっている事項、技能試験の実施に関する知識、自動車の運転技能の評価方法に関する知識、技能試験官として必要な運転技能及び自動車の運転技能に関する採点方法など必要な知識を有する者であること。

（証票の交付等）

第5条 前条の規定により、指定した技能試験官に対しては、証票（別記様式第3号）を交付する。

2 前項により証票を交付したときは技能試験官証票交付簿（別記様式第4号）に登載し、証票の返納があつたときは技能試験官証票交付簿より削除しておかなければならない。

3 技能試験官は、技能試験に従事中、第1項に規定する証票を携帯しなければならない。

（技能試験官の指定解除）

第6条 技能試験官として指定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、指定を解除する。

(1) 第4条の要件を欠くこととなった場合

(2) 配置換え等により、技能試験官としての職務を行なわなくなった場合

(3) 心身に故障が生じ、技能試験官としての職務に従事することができなくなった場合

(4) その他技能試験官としてふさわしくない行為があつた場合

2 技能試験官は、前項の規定により解除された場合は、交付されている証票を速やかに返納しなければならない。

（教養）

第7条 技能試験官として、新たに指定をしようとする者（前条第1項の規定により技能試験官の指定を解除された者で、再度技能試験官として指定しようとするものを含む。）に対しては、技能試験官としての必要な新任教養を行う。

- 2 現任の技能試験官に対しては、毎月 1 回以上必要な現任教養を行う。
- 3 前 2 項の教養は、警察本部長に行わせる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和48年 4 月 1 日から施行する。

(経過規定)

- 2 この規程の施行の際、現に技能試験に使用している自動車および技能試験に従事している者については、この規程により指定を受けたものとみなす。

附 則 (昭和59年12月13日公委規程第 2 号)

この規程は、昭和59年12月13日から施行し、この規程による改正後の奈良県公安委員会事務専決規程及び技能試験車および技能試験官の指定等に関する規程の規定は、昭和59年11月20日から適用する。

附 則 (平成 4 年 5 月22日公委規程第 4 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年10月 5 日公委規程第 6 号)

この規程は、平成12年10月 5 日から施行する。

附 則 (平成13年 3 月22日公委規程第 3 号)

この規程は、平成13年 3 月26日から施行する。

附 則 (平成14年 5 月30日公委規程第 7 号)

この規程は、平成14年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成17年 5 月26日公委規程第 2 号)

この規程は、平成17年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成19年 3 月30日公委規程第 1 号)

この規程は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成19年 6 月 1 日公委規程第 6 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年 6 月 2 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の規程により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (平成21年 5 月21日公委規程第 1 号)

この規程は、平成21年 5 月21日から施行する。

附 則 (平成29年 3 月 3 日公委規程第 1 号)

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則 （平成31年3月19日公委規程第2号）

（施行期日）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際この規程による改正前の様式により使用されている証票は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

附 則 （平成31年4月26日公委規程第3号）

（施行期日）

1 この規程は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正前の規程により作成された様式 of 用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （令和元年11月29日公委規程第7号）

（施行期日）

1 この規程は、令和元年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、この規程による改正後の技能試験車及び技能試験官の指定等に関する規程別表第1技能試験車指定基準の表大型二輪免許の項中「大型二輪車」とあるのは「大型二輪車(AT限定大型二輪免許にあつては、総排気量0.600リットル以上のもの)」と、「総排気量0.700リットル以上(1.300リットル以下」とあるのは「総排気量0.700リットル以上(AT限定大型二輪免許にあつては、総排気量0.600リットル以上)1.300リットル以下」とする。

別表第1（第2条関係）

技能試験車指定基準

免許の種類	自動車の種類	車体の大きさ等			装備
		長さ (メートル)	幅 (メートル)	軸距 (メートル)	
大型第二種免許及び大型仮免許	乗車定員30人以上のバス型の大型自動車	10.00以上11.00以下	2.40以上2.50以下	5.15以上5.35未満	補助ブレーキを有するものであること。
中型第二種免許及び大型仮免許	乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車	8.20以上9.30以下	2.25以上2.50以下	4.20以上4.40以下	
大型免許及び大型仮免許	最大積載量10,000キログラム以上の大型自動車	11.00以上12.00以下	2.40以上2.50以下	6.90以上7.20以下	補助ブレーキを有するもので、3軸以上有するものであること。
中型免許及び中型仮免許	最大積載量5,000キログラム以上6,500キログラム未満の中型自動車	7.00以上8.00以下	2.25以上2.50以下	4.10以上4.40以下	補助ブレーキを有するものであること。
準中型免許及び準中型仮免許	最大積載量2,000キログラム以上4,500キログラム未満の準中型自動車で、前輪輪距が1.30メートル以上のもの	4.40以上4.90以下	1.69以上1.80以下	2.50以上2.80以下	補助ブレーキを有するものであること。
普通第二種免許、普通免許及び普通仮免許	乗車定員5人以上の乗用自動車で、輪距が1.30メートル以上のもの	4.40以上4.90以下	1.69以上1.80以下	2.50以上2.80以下	補助ブレーキを有するものであること。
大型二輪免許	総排気量0.700リットル以上の大型二輪車	総排気量0.700リットル以上1.300リットル以下で、かつ、車両重量200キ			

		ログラム以上のもの	
普通二輪免許	総排気量0.300リットル以上の普通二輪車（小型限定普通二輪免許にあっては、総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下のもの）	総排気量0.300リットル以上の普通二輪車については、車両重量140キログラム以上のもの	
牽引免許	牽引されるための構造及び装置を有する車両（以下「被牽引車」という。）を牽引するための構造及び装置を有し、かつ、専ら牽引のために使用される中型自動車で被牽引車（最大積載量5,000キログラム以上のものに限る。）を牽引しているもの		牽引車は、四輪の中型自動車（車両総重量11,000キログラム未満、第五輪荷重6,500キログラム未満、乗車定員29人以下）に限る。
大型特殊免許	車両総重量5,000キログラム以上の車輪を有する大型特殊自動車で20キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造のもの（カタピラを有する大型特殊自動車のみを運転しようとする者については、車両総重量5,000キログラム以上のカタピラを有する大型特殊自動車）		補助ブレーキを有するものであること。
公安委員会	各種免許	公安委員会が提供した自動車を使用	限定なし

が提供した 自動車を使 用すること が困難な場 合の免許の 申請があっ た場合		することが困難な場合に限り、公安 委員会が指定した自動車	
---	--	---------------------------------	--

別表第2（第2条関係）

特例技能試験車指定基準

- 1 自動車等の安全な運転に必要な知識又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹に障害のある者の場合

免許の種類	自動車の種類	装備
大型第二種免許及び大型仮免許	標準試験車（別表第1に掲げる免許の種類に応じそれぞれ同表の自動車の種類欄に掲げる自動車をいう。以下同じ。）と同一規格以上のバス型大型自動車	四肢又は体幹の障害の状態に応じた改良等がなされているものであり、かつ、補助ブレーキ（これに類する機能を有するものを含む。）を有するものであること。
中型第二種免許及び中型仮免許	標準試験車と同一規格以上のバス型中型自動車	
大型免許及び大型仮免許	標準試験車と同一規格以上の大型自動車	
中型免許及び中型仮免許	標準試験車と同一規格以上の中型自動車	
準中型免許及び準中型仮免許	標準試験車と同一規格以上の準中型自動車	
普通第二種免許、普通免許及び普通仮免許	1 標準試験車と同一規格以上の普通自動車 2 標準試験車の規格に該当しない普通自動車（1及び普通免許及び普通仮免許の項に掲げるものを除く。）	
普通免許及び普通仮免許	長さ3.40メートル以下、幅1.48メートル以下、高さ2.00メートル以下の普通自動車（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、総排気量が0.660リットル以下のものに限る。）	
大型二輪免許	標準試験車と同一規格以上の大型自動二輪車	
普通二輪免許	1 標準試験車と同一規格の普通自動二輪車 2 標準試験車と同一規格の小型普通自動二輪車	

大型二輪免許及び普通二輪免許	標準試験車に該当しない自動二輪車	
牽引免許	標準試験車と同一規格以上の牽引車で被牽引車を牽引しているもの	
大型特殊免許	標準試験車と同一規格以上の大型特殊自動車	

2 特別の必要がある場合

特別の必要の区分	免許の種類	自動車の種類
自衛官が自衛隊用自動車を運転するため免許の申請があった場合	大型免許及び大型仮免許	最大積載量6,000キログラム以上の大型自動車で長さ6.65メートル以上、幅が2.40メートル以上及び最遠軸距が4.40メートル以上のもの（73式大型トラック）。 （注）コースについては中型コース基準によるものとする。 また、立体障害物設置基準に定める屈折コースにおける立体障害物の設置位置は、コース側端から0.90メートルとすることができる。
	普通免許及び普通仮免許	最大積載量3/4トン以上の四輪の自動車
	牽引免許	1 被牽引車で最大積載量2,000キログラム以上のものを牽引するための構造及び装置を有する四輪の大型自動車又は普通自動車（専ら牽引のために使用されるものを除く。）で牽引しているもの 2 最大積載量2,000キログラム以上の被牽引車を車両総重量5,000キログラム以上のカタピラを有する大型特殊自動車（牽引するための構造及び装置を有するものに限る。）で牽引しているもの
大型特殊自動車のうち農耕作業用自動車のみを運	大型特殊免許	車両総重量1,300キログラム以上の車輪を有する農耕作業用自動車で20キロメートル毎

転するため大型特殊免許の申請があった場合		時を超える速度を出すことができる構造のもの
大型特殊免許を有する者が農耕作業用自動車のみによって被牽引車を牽引して運転するため牽引免許の申請があった場合	牽引免許	最大積載量2,000キログラム以上の被牽引車を車両総重量1,500キログラム以上の車輪を有する農耕作業用自動車（被牽引車を牽引するための構造及び装置を有し、かつ、20キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造のものに限る。）が牽引しているもの
普通自動車を運転できる免許を有する者がセミトレーラー以外の被牽引車で車両総重量2,000キログラム未満のもののみを牽引するため牽引免許の申請があった場合	牽引免許	セミトレーラー以外の被牽引車で車両総重量2,000キログラム未満のものを牽引している普通車

別記様式第1号(第2条、第3条関係)

第 号

技 能 試 験 車 指 定 書

所 有 者

車 種

車両登録番号

技能試験車及び技能試験官の指定等に関する規程第2条第1項第2項の規定により技能試験車に指定する。

年 月 日

奈良県公安委員会 印

別記様式第2号(第2条関係)

技 能 試 験 車 指 定 台 帳

(車種)

試 験 車 番 号	年 式	車 名	用 途	車 体 番 号	登 録 番 号	指 定 年 月 日	解 除 年 月 日	備 考
						年 月 日	年 月 日	
						年 月 日	年 月 日	
						年 月 日	年 月 日	
						年 月 日	年 月 日	
						年 月 日	年 月 日	

別記様式第3号(第5条、第6条関係)

第	号	
証 票		
(所 属)	24mm 30mm 写 真	
(階級、職)		
(氏 名)		
上記の者は、道路交通法施行規則第24条第8項の規定により指定した技能試験官であることを証明する。		
年	月	日
奈良県公安委員会		印
90mm		62mm
		21mm

別記様式第4号(第5条関係)

技能試驗官証票交付簿

[illegible]